

# 国土交通省 自動運転の実現に向け 自動運転車の 安全要件を策定



国土交通省は、安全性を確保した自動運転の早期実用化に向け、レベル3（条件付自動運転）・レベル4（特定条件下における完全自動運転）の自動運転車が満たすべき安全性に関する要件や、安全確保のための基本的な考え方を公表した。

政府は、二〇二〇年までに、高速道路での高度な自動運転（レベル3以上）の市場化や、限定地域における無人自動運転移動サービス（レベル4）の実現を目指すとともに、二〇二五年を目途に、高速道路における完全自動運転（レベル4）の市場化を目標に掲げている。

レベル3以上の高度な自動運転を実現するためには、車両の安全基準や交通ルール等の多岐に渡る道路交通関連法制度の見直しが必要となることから、政府は本年四月に「自動運転に係る制度整備大綱」を策定し、自動運転車が満たすべき安全性の要件や安全確保のための基本的な考え方を公表した。

### 自動運転車の安全技術ガイドライン【概要】

- レベル3、4の自動運転車が満たすべき安全要件をガイドラインとして定めることにより、国際標準が策定されるまでの間も、安全な自動運転車の開発・実用化を促進
- 世界で初めて、自動運転の実現にあたっての安全目標を設定し、自動運転車の開発・実用化の意義を明確化  
安全目標：自動運転システムが引き起こす人身事故がゼロとなる社会の実現を目指す
- これまでも日本が議論を主導してきた国際連合における国際標準づくりにおいて、ガイドラインに示した我が国の自動運転車の安全性に関する考え方や安全要件を反映させ、我が国の優れた自動車安全技術を世界に展開する

経緯  
平成29年12月 車両安全対策検討会の下に、「自動運転車両安全対策検討ワーキンググループ」(WG)を設置し、議論開始  
平成30年4月 「自動運転に係る制度整備大綱」(11月閣議決定)において、平成30年夏頃に本ガイドラインをとりまとめる旨記載  
平成30年6月 ガイドラインの案をとりまとめ、パブリックコメントを開始  
平成30年9月 ガイドラインの公表

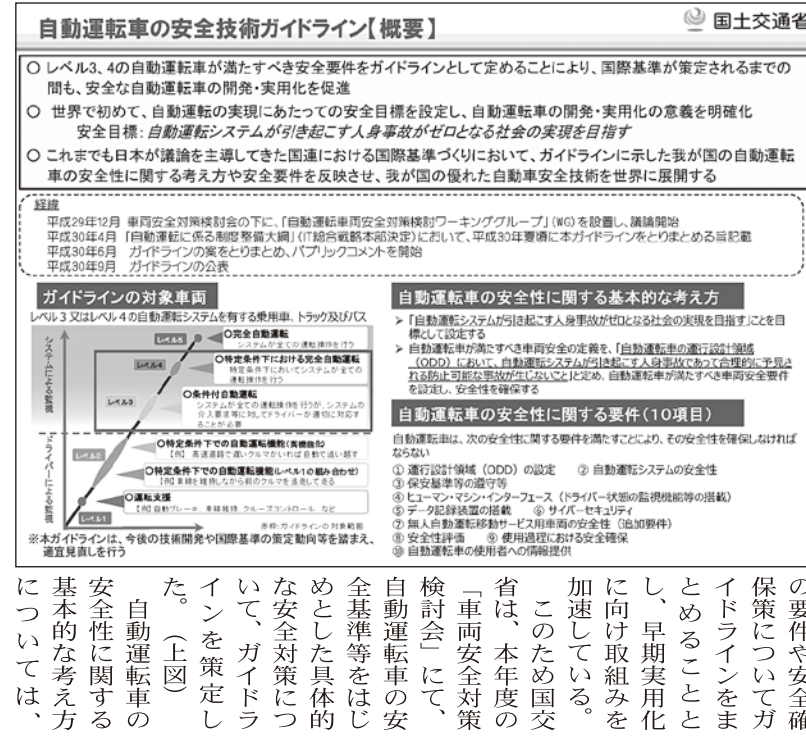
### 自動運転車の安全性に関する基本的な考え方

「自動運転システムが引き起こす人身事故がゼロとなる社会の実現を目指す」ことを目標として設定する

### 自動運転車の安全性に関する要件(10項目)

自動運転車は、次の安全性に関する要件を満たすことにより、その安全性を確保し、社会に受け入れられるべきである。

- ① 運行設計領域(ODD)の設定
- ② 自動運転システムの安全性
- ③ 安全基準等の遵守
- ④ ヒューマン・マシン・インターフェース(ドライバー状態の監視機能等の搭載)
- ⑤ データ記録装置の搭載
- ⑥ サイバーセキュリティ
- ⑦ 無人自動運転移動サービス車両の安全性(追加要件)
- ⑧ 安全性評価
- ⑨ 運用過程における安全確保
- ⑩ 自動運転車の使用者への情報提供



### 点検基準や省令を一部改正 大型車スヘアタイヤの 定期点検を義務化

国土交通省は、車両総重量八ト以上または乗車定員三十人以上の大型自動車のスヘアタイヤについて、本年十月一日から三ヶ月毎の点検を自動車使用者に義務付けた。

従前の点検基準では、スヘアタイヤに関する点検の定めはなかったが、昨年十月に発生した大型トラックのスヘアタイヤ落下が起因した死亡事故発生を受け、同省は道路運送車両法に基づく「自動車点検基準」の一部改正。スヘアタイヤ取付装置の緩み・がた及び損傷、スヘアタイヤの取付状態、ソールボックス取付部の緩み及び損傷について、定期点検の基準を定める別表3及び別表4へ、「車両総重量八ト以上または乗車定員三十人以上の大型自動車のスヘアタイヤとその取付装置の状態等」の点検項目を新たに追加し、三ヶ月毎の定期点検を義務付けた。

また、大型トラック等の使用者に選任が義務付けられている整備管理者について、定期的な研修の受講を図るため省令の改正を行った。

自動車運送業者が自ら選任した整備管理者については、二年に一度の選任後研修の受講が義務付けられ、これまで地方運輸局などでは、研修を行う旨の書面を通知し研修を実施してきたが、書面の紛失を理由に研修を欠く者が報告されている。

このため国土交通省は、旅客自動車運送事業運輸規則ならびに貨物自動車運送事業運輸安全規則の一部を本年六月二十七日に改正し、従前の「地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたとき」を改め、通知を廃止し「新たに整備管理者に選任した者には必ず受講させる」「すでに選任されている整備管理者には二年に一度受講させる」ことを省令に明記し、本年十月一日から施行した。

# 北海道 自家用新聞

発行所  
北海道自家用自動車協会連合会  
編集兼発行人 野崎次夫  
札幌市東区北三〇東一(郵便番号065-0803)  
電話(011)721-1145・四七七八  
支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見  
定価 一部三〇円(会員の方は会費に含まれています)

### 2018年10月1日施行 点検基準が改正されました。

スヘアタイヤの点検、ソールボックスの点検が、3か月毎の定期点検に、義務付けされます。

(対象) 車両総重量8トン以上のトラック(トレーラー)と乗車定員30名以上のバス  
(追加された) 点検項目と実施方法

- 1 スヘアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- 2 スヘアタイヤの取付状態
- 3 ソールボックスの取付部の緩み及び損傷

いすゞ自動車/日野自動車/三菱ふそうトラック/バス/UDトラック系

### 実施期間 11月11日(日)～11月20日(火)

### 重点目標

- 凍結路面によるスリップ事故の防止をはじめ、左記の活動等を推進する
- ・高齢者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- ・凍結路面等のスリップ事故の防止
- ・交差点の交通事故防止
- ・飲酒運転の根絶

### 毎月15日は 『道民交通安全の日』

### ストップ・ザ・交通事故 くめさせ 安全で安心な北海道

### 平成30年 冬の交通安全運動

実施期間  
11月11日(日)～11月20日(火)

重点目標  
○ 凍結路面によるスリップ事故の防止をはじめ、左記の活動等を推進する

- ・高齢者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- ・凍結路面等のスリップ事故の防止
- ・交差点の交通事故防止
- ・飲酒運転の根絶

毎月15日は  
『道民交通安全の日』

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカーは、ハイブリッドのレンタカー保有No.1\*。

## 人気のハイブリッド車で 北海道を旅しよう

新型車も  
続々導入

プリウス  
4WD登場

ハイブリッド車では、満タン返却が不要な  
『ハイブリッド燃費精算』がオススメ!

精算金額 = 走行距離 ÷ 平均燃費 × 燃料単価

エコドライブを心掛けるほど燃料代がお得になります。

トヨタレンタカー予約センター  
0800-7000-111

ホームページトヨタレンタカータイプ  
www.toyota.co.jp/rent/

携帯からのアクセスはこちら!  
http://rent.toyota.co.jp

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社) 旭川市東鷹栖4線10号1番地8

- 旭川店 Tel.(0166)57-0100
- 大谷通町店 Tel.(0166)34-0100
- 深川店 Tel.(0164)23-0100
- 稚内店 Tel.(0162)22-0100
- 旭川空港店 Tel.(0166)83-3701
- 富良野店 Tel.(0167)23-2100
- 利尻店 Tel.(0163)89-2300
- 稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
- 旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100
- 士別店 Tel.(0165)23-2100
- 利尻空港店 Tel.(0163)82-1100
- 留萌店 Tel.(0164)43-0100
- 忠和店 Tel.(0166)61-0100
- 名寄店 Tel.(01654)3-0100
- 礼文店 Tel.(0163)86-1117
- トマム店 Tel.(0167)58-1001



9・10月強化月間

『自動車点検整備推進運動』

クルマはあなたのパートナー!

点検整備で安心ドライブ



自動車ユーザーに、自動車の保守管理意識の高揚及び、適切な点検・整備の実施と推進を図ることを目的に、今年も九月・十月の二カ月間を強化月間として「自動車点検整備推進運動」(マイカー点検キャンペーン)を全国で展開しています。

本運動は、国土交通省並びに自動車関係三十一団体が構成する「自動車点検整備推進協議会」及び自動車関係十四団体が構成する「大型車の車輪脱落防止対策に係る啓発活動連絡会」が中心となり、自動車ユーザーに「日常点検」や「定期点検」などの適切な点検・整備の実施の必要性を理解していただくと共に、大型車のユーザーにあつては、整備不良に起因する事故の防止を図るため、より確実な点検・整備の実施を求め、これを目的に実施しています。

全・環境性能を適切に維持するためには、定期的な交換や補充を行う必要がありま。

道路運送車両法では、「自動車の使用等は、自動車の走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点検、制動装置の作動、その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならぬ」と、自動車ユーザーへ、適切な時期に日常点検及び定期点検を行うことを義務付けています。

自家用乗用車の場合では、十二月と二十四ヶ月の定期点検が法令で定められ、車検時に行う二十四ヶ月点検は多くの人が実施している一方で、十二ヶ月点検の実施率は五〇％程度と低く、また、日常点検に至っては更に実施率は低い状況となつており、自動車ユーザーに自動車の点検・整備の重要性が十分に認識されていないと、言い難い状況にあります。

日頃からの点検(日常点検)を怠らなければ、運転中に起きるトラブルの多くは回避することが出来ると言われてい。

この日常点検は、症状が悪化する前に異常に気付く整備が行えることから、様々な部品にかかる費用を最小限に抑えられ、自動車の寿命を延ばすことにも繋がります。

一般財団法人自動車検査登録情報協会(自検協)が集計した平成三十年三月末現在における自家用乗用車(登録車と軽自動車の合計)の世帯当たり普及台数は一・〇五八台となり、三年連続で減少となった。

この調査は、同協会が毎月発行している「自動車保有車両数月報」の三月末現在と、総務省が発表した「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(一月一日現在)」を基に、毎年三月末の世帯当たりの普及台数をまとめたもの。

平成三十年三月末の自家用乗用車の保有台数は六一三万四八〇八台、平成三十年一月一日現在の世帯数は五八〇万七五三六世帯となり、平成三十年は前年に比べ保有台数で三四万台、世帯数で五三万世帯の増加となったが、保有台数の伸び率に比べ世帯数の伸び率が大きくなったことから、普及台数は昨年より一・〇四台減の一・〇五八台となった。

近年は保有台数の伸び率の鈍化により、世帯当たりの普及台数は微減傾向にあるが、保有台数は昭和五十年以降毎年増加している。

今回の調査による都道府県別の普及台数上位は、福井県(一・七四六台)で前年同様トップであったほか、次に富山県(一・六九四台)、山形県(一・六七七台)、群馬県(一・六三四台)、栃木県(一・六一台)が続ぎ、上位十二県で一・五台以上の普及となつている。

世帯当たり一台以上普及している都道府県は、昨年と同じ四十道県。これに対し、普及台数が一台に満たない都道府県は七府県であった。

なお、北海道の世帯当たり普及台数は、一・〇〇八台(保有台数二七九万四八六台、世帯数二七二万八四九世帯)で、前年に比べ保有台数で一・一九二万台、世帯数で一・〇一九世帯増加となったが、前年と同じ、全国で四十位となった。

自家用乗用車の世帯当たり普及台数 三年連続で減少 自検協

独立行政法人自動車技術総合機構がまとめた平成二十九年度中の自動車検査場での検査職員に対する不当要求行為は、前年度より三七件少ない九五件となり、二年振りに一〇〇件を割った。

不当要求行為は、平成十九年度の六六七件をピークに七分の一にまで減少しているが、未だに検査職員に対する暴力行為などの悪質な行為は後を絶たない状況にある。

平成二十九年中の不当要求行為に対し、警察が出動した事案は十六件発生。このうちユーザー本人によるものが八件、受検代行業者が七件、整備事業者が一件と、その大半をユーザー本人及び受検代行業者が占め、検査職員に対する暴力行為も五件発生した。

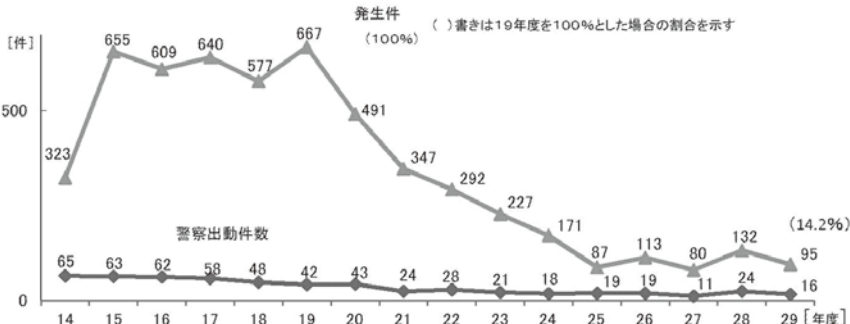
自動車技術総合機構では、これらの悪質な行為へは、引き続き国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任し不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練の実施や、防犯カメラやICレコーダー等の防犯設備を活用し、組織全体で不当要求防止対策に取り組む、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施していくとしている。

平成29年度

自動車検査場での不当要求行為 二年振りに一〇〇件以下に

自動車機構

不当要求行為の推移



車検証を紙から電子へ 年内にも基本方針を策定

年内にも基本方針を策定

国交省

国土交通省は、紙の自動車検査証(車検証)を廃止し、電子化に向けた検討を始めるため、有識者らによる検討会を立ち上げ、導入時期を含む基本方針を年内に策定することを決めた。

政府は行政サービスのデジタル化を推進しており、自動車の検査・登録手続きについても、デジタル化に向けた抜本的な対策として、車検証の電子化に着手し、申請者が窓口に出向く必要が無い社会の実現を目指すこととしている。

現在、自動車保有関係手続きについては、申請者の負担軽減を図るため、オンラインで一括して申請が可

能となるワンストップサービス(OSS)を導入・促進しているが、新旧車検証の交換のために運輸支局等への出頭が必要とされている。OSSの推進にあたっては、車検証を紙から電子化へ移行し、運輸支局への出頭を不要とすることが有効であり、今年六月に閣議決定された「未来投資戦略二〇一八」においてもOSSの拡充のため、車検証の電子化に取り組むことが決定された。

検査場では、紙の車検証から、ICカード方式や車体埋込式、オンライン方式などの方法が挙げられ、今後、どのような方式が適当かを検討し、基本方針を策定するとした。

検査場では、紙の車検証から、ICカード方式や車体埋込式、オンライン方式などの方法が挙げられ、今後、どのような方式が適当かを検討し、基本方針を策定するとした。

Advertisement for car maintenance. It features a woman smiling next to a car. Text includes 'クルマはあなたのパートナー!', '点検整備で安心ドライブ', and '安全と環境保全には、点検・整備が必要です'. It also provides a QR code and website information: 'http://www.mlit.go.jp/report/press/sidoha09\_hh\_000099.html' and 'www.tankensaiji.com'.





旭川地方自家用  
自動車協会は  
交通安全運動を  
推進します

**薄暮・夜間はつけた光が命を守る**  
**反射材等を活用しましょう!**



薄暮時間（日没前後の1時間）や夜間は、自動車の運転者からは歩行者が見えにくくなり、自動車と歩行者が衝突する死亡事故が最も多く発生している時間帯です。

交通事故を防ぐためには、自動車の運転者も早めのライト点灯など十分な注意が必要ですが、歩行者や自転車利用者も運転者から良く見えるように、夜間に外出する際には明るい目立つ色（白や黄色）の服を着用し、さらに反射材やLEDライト等を活用して、早急に自分の存在を知らせるように配慮することが大切です。

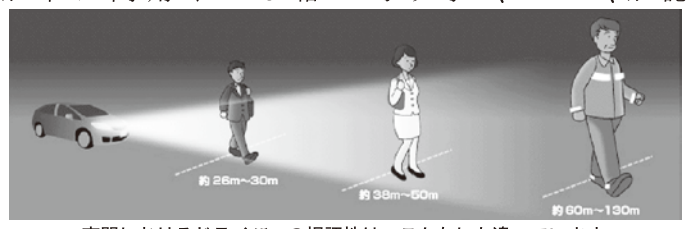
夜間、自動車がヘッドライトを下向きにした状態で走行している場合

に、運転者が歩行者を視認できる距離は、紺や黒などの黒っぽい服装の場合で約二六m、白や黄色などの明るい服装の場合で約三三m〜五〇mとされています。（下図）

しかし、自動車が時速六〇kmで走行した場合に、運転者が前方の歩行者等に気付いてから車を停止させるまでに必要となる距離は、約四四mとされており、この場合、明るい服装を着用していても、交通事故に遭う危険性があります。

一方、同じ条件の下で反射材を着用した場合は、反射材の種類や大きさ、取り付け位置等により異なりますが、反射材非着用時の二倍以上の約六〇m〜一三〇m手前の位置で歩行者を視認することができるため、時速六〇kmで走行中の自動車で、歩行者の手前で停止することが可能となり、安全性が格段に向上します。

歩行者や自転車利用者は、夜間外出の際には、自動車の運転者から見られやすくなるように、靴やカバン、衣服などに反射材用品等をつけて、自分の身を守りましょう。



**運転免許証**  
**有効期限の表記を**  
**「元号」から「西暦」に**  
**警察庁**

警察庁は、外国人の免許保有者の増加などを理由に、運転免許証の有効期限の表示を元号から西暦の表記へ変更する方針を明らかにしました。現在、日本で運転免許を保有する

外国人は、この五年間で約十三万人増え、昨年末時点で約八十六万八千人となり、全運転免許保有者の一％を超えています。

来年五月一日に新元号への切り替えを控えるなかで、現在の運転免許証の有効期限は「平成三十四年〇月〇日まで有効」などと、本来は存在しない日付が記されており、運転免許を保有する外国人からは「元号で表記された有効期限は分かりづらい」との意見が警察庁へ相次いで寄せられていることから、警察庁は外

国入免許保有者にも分かりやすく伝えるために、元号で記載されている有効期限を、西暦で表示することとしました。なお、生年月日や交付日については、これまで通りの元号で表記するとしています。

新表記の運転免許証は、来年三月以降、システムの改修を終えた都道府県から順次、交付するとしています。

また、同時に免許申請書等に添付する写真についても、原則無帽としてきた免許証の顔写真の要件を、がん治療などで脱毛した患者らの要望に因應するため、顔の輪郭を識別できる範囲で医療用帽子を着用する場合等は、無帽の要件を緩和するよう、道交法施行規則を改正しました。

**自賠責制度の広報・啓発活動を展開**  
**自賠責切れていませんか?**  
国交省

自動車損害賠償責任保険・共済（自賠責保険）は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、自動車損害賠償責任法により道路を走行する全てのクルマやバイクに加入が義務付けられている強制保険です。

しかし、有効期限切れ等によって自賠責保険・共済に加入していない無保険車による交通事故が依然として発生しています。

このため国土交通省では、例年九月に自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を展開し、自賠責保険・共済への加入促進を図っています。

今年も九月一日からの一ヶ月間、クルマやバイクの保有者を対象に、自己負担により損害賠償をした場合の悲惨さ等を訴え掛けるとともに、特にバイクについては自賠責保険のステッカーの貼り忘れが多い現状を踏まえ、ステッカー貼り忘れに対する注意喚起を実施。また、万一、交通事故の当事者になった場合に備え、各種の被害者救済対策なども紹介し、広く国民全体に対し自賠責制度の認知度の向上を図りました。

**自賠責切れていませんか?**

自賠責保険（共済）なしでの運行は法令違反です!

ステッカーの貼付忘れにご注意ください!

自賠責って? 自賠責の有効期限

国土交通省 JAF 自賠責保険・自賠責共済

**第57回 優良運転者表彰式**  
■十月二十四日(水)  
■アートホテル旭川で実施

優良運転者表彰は、協会の年次事業として交通安全運動の推進と、交通事故の防止を目的に行っており、今年度の優良運転者表彰には、百一名の申し込みがあり、九月十一日の優良運転者選考委員会において、申し込み者全員を表彰することが決定しました。

表彰式の日時と会場は次の通りです。

◇日時 十月二十四日(水) 十五時三十分より

◇会場 旭川市七条通六丁目 アートホテル旭川

**旭川運輸支局 一般希望番号払出しトップ5**

3ナンバー	5ナンバー
1位 ...3	1位 2525
2位 ...5	2位 1122
3位 ...11	3位 ...11
4位 1112	4位 ...3
5位 ...33	5位 1212

希望ナンバー選択率四割超!

インターネットからも予約できます。  
アドレス <http://www.kibou-number.jp/>  
詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用 検索

予約問い合わせは《希望ナンバー予約センター》まで  
一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会 TEL(0166)51-1221

サポート・ユア・カーライフ

**JAF**

一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

**ロードサービス救援コール**  
車・バイクの故障、トラブルの受付  
【全国共通・24時間年中無休】  
**0570-00-8139**  
通話料は有料(固定電話は1分/10円、携帯電話は20秒/10円)。ただし、一部のIP電話等からはご利用になれません。  
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

**総合案内サービスセンター**  
住所変更等の手続き  
会員優待サービスのご案内  
【全国共通】平日9:00~19:00  
土日・祝9:00~17:30 年末年始休業  
**0570-00-2811**  
通話料は有料(固定電話は1分/10円、携帯電話は20秒/10円)。ただし、一部のIP電話等からはご利用になれません。  
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

入会申込はお近くの自動車販売店  
または支部窓口へ



# 北海道運輸局旭川運輸支局管内市町村別自動車数

平成30年3月31日現在

	旭川市	士別市	名寄市	富良野市	上川郡										勇払郡		空知郡				中川郡			雨竜郡	稚内市		
					鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	和寒町	剣淵町	下川町	占冠村	上富良野町	中富良野町	南富良野町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町				
貨物用	普通車	9,792	984	1,139	1,280	433	307	431	175	149	167	336	933	187	248	152	66	463	274	194	345	57	111	122	1,510		
	小型車	12,436	1,066	1,090	1,174	318	436	349	196	165	174	384	555	231	246	117	72	392	251	135	230	56	115	92	1,577		
	被けん引車	601	55	85	67	57	4	32	33	2	3	5	29	1	7	23	1	7	2	11	28	2	3	0	77		
	計	22,829	2,105	2,314	2,521	808	747	812	404	316	344	725	1,517	419	501	292	139	862	527	340	603	115	229	214	3,164		
乗合用	普通車	469	26	50	36	10	7	17	4	2	7	13	28	1	5	1	13	3	5	2	4	1	1	3	85		
	小型車	264	42	57	82	14	22	20	3	9	14	19	24	5	5	11	6	18	6	18	9	4	8	2	58		
	計	733	68	107	118	24	29	37	7	11	21	32	52	6	10	12	19	21	11	20	13	5	9	5	143		
乗用	普通車	54,357	3,570	4,733	3,889	1,075	2,054	1,017	606	512	685	1,319	1,853	590	542	574	305	1,870	834	482	847	198	413	301	6,557		
	小型車	69,501	4,327	5,579	4,768	1,487	2,666	1,437	824	676	744	1,670	2,337	733	749	716	319	2,331	1,089	531	826	170	370	317	6,355		
	計	123,858	7,897	10,312	8,657	2,562	4,720	2,454	1,430	1,188	1,429	2,989	4,190	1,323	1,291	1,290	624	4,201	1,923	1,013	1,673	368	783	618	12,912		
特種用途	特種車	4,671	438	508	409	168	163	150	59	64	105	90	177	42	45	53	28	138	65	56	133	30	53	51	722		
	大型特殊車	2,476	478	433	448	101	96	323	99	60	80	92	224	67	74	86	24	136	72	55	191	29	54	68	736		
	計	7,147	916	941	857	269	259	473	158	124	185	182	401	109	119	139	52	274	137	111	324	59	107	119	1,458		
登録自動車計	154,567	10,986	13,674	12,153	3,663	5,755	3,776	1,999	1,639	1,979	3,928	6,160	1,857	1,921	1,733	834	5,358	2,598	1,484	2,613	547	1,128	956	17,677			
小型二輪車	4,149	319	503	316	142	181	94	56	62	46	95	128	67	75	52	9	201	91	32	51	8	14	15	301			
軽自動車	検査対象車	貨物車	四輪	11,254	1,746	2,052	1,995	825	645	965	548	306	235	720	935	650	521	313	109	778	730	229	452	59	173	248	2,062
		三輪	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	11,255	1,746	2,052	1,996	825	645	965	548	306	235	720	936	650	521	313	109	778	730	229	452	59	173	248	2,062	
	届出車	乗用車	64,225	3,430	5,238	4,285	1,574	2,339	1,377	735	498	594	1,598	1,900	582	539	610	191	2,027	988	488	811	111	277	223	7,077	
		特種用途車	372	26	36	37	16	14	20	5	1	6	16	12	5	2	10	2	20	2	4	11	1	2	2	62	
		不明	6	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	80,335	5,656	7,932	6,760	2,567	3,167	2,488	1,381	876	950	2,467	3,096	1,339	1,157	1,036	350	3,124	1,882	793	1,363	208	504	521	10,129	
総車両数	239,051	16,961	22,109	19,229	6,372	9,103	6,358	3,436	2,577	2,975	6,490	9,384	3,263	3,153	2,821	1,193	8,683	4,571	2,309	4,027	763	1,646	1,492	28,107			
人口	338,879	19,235	27,604	22,073	6,956	10,334	6,544	3,781	2,859	3,651	8,216	10,143	3,439	3,141	3,332	1,424	10,851	5,063	2,549	4,417	726	1,554	1,519	34,395			
乗用車1両当り人口	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.5	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.7	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.5	1.5	1.8	1.7			

	宗谷郡	枝幸郡			礼文郡	利尻郡		天塩郡		留萌市	増毛郡	留萌郡	苫前郡		天塩郡		深川市	雨竜郡					不明				
		猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	礼文町	利尻町	利尻富士町	豊富町		幌延町	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村		遠別町	天塩町	妹背牛町	秩父別町	雨竜町		北竜町	沼田町		
貨物用	普通車	250	304	111	750	86	71	79	286	150	809	94	78	130	285	79	177	224	847	128	96	122	53	165	1		
	小型車	214	187	75	364	96	97	143	296	94	862	195	206	182	233	65	157	162	928	189	159	192	108	276	1		
	被けん引車	8	9	2	14	4	4	2	18	15	63	2	3	8	19	1	7	15	21	1	1	2	4	0	0		
	計	472	500	188	1,128	186	172	224	600	259	1,734	291	287	320	537	145	341	401	1,796	318	256	316	165	441	2		
乗合用	普通車	9	3	0	19	15	18	1	9	3	53	5	2	5	15	2	8	2	36	2	7	5	5	17	1		
	小型車	16	6	6	17	9	7	10	12	7	39	11	11	6	14	4	8	9	25	3	8	3	7	11	0		
	計	25	9	6	36	24	25	11	21	10	92	16	13	11	29	6	16	11	61	5	15	8	12	28	1		
乗用	普通車	864	869	321	1,971	320	226	288	943	575	3,739	701	537	569	1,218	266	589	820	3,285	489	447	444	326	552	1		
	小型車	605	784	343	1,673	349	283	320	911	507	4,263	859	664	614	1,262	257	480	722	4,373	649	502	528	471	694	0		
	計	1,469	1,653	664	3,644	669	509	608	1,854	1,082	8,002	1,560	1,201	1,183	2,480	523	1,069	1,542	7,658	1,138	949	972	797	1,246	1		
特種用途	特種車	73	125	53	231	86	62	83	95	72	516	72	55	63	158	25	61	85	368	40	41	31	28	63	0		
	大型特殊車	134	110	59	214	21	27	33	133	85	415	58	70	69	158	47	88	96	321	50	56	36	27	87	13		
	計	207	235	112	445	107	89	116	228	157	931	130	125	132	316	72	149	181	689	90	97	67	55	150	13		
登録自動車計	2,173	2,397	970	5,253	986	795	959	2,703	1,508	10,759	1,997	1,626	1,646	3,362	746	1,575	2,135	10,204	1,551	1,317	1,363	1,029	1,865	17			
小型二輪車	23	34	9	63	7	12	19	72	29	173	39	25	25	63	6	48	47	272	50	47	47	29	44	0			
軽自動車	検査対象車	貨物車	四輪	237	384	176	1,054	432	373	457	384	191	827	314	334	465	935	191	394	364	2,181	548	537	481	442	540	88
		三輪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	237	384	176	1,054	432	373	457	384	191	827	314	334	465	935	191	394	364	2,181	548	537	481	442	540	88	
	届出車	乗用車	388	609	290	1,558	573	547	577	720	335	3,386	580	428	491	1,193	137	508	542	3,888	571	480	451	296	532	10	
		特種用途車	5	3	2	9	1	4	5	8	3	38	2	4	3	16	2	2	5	29	6	1	1	0	3	1	
		不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	0		
		計	680	1,066	560	2,795	1,037	952	1,090	1,227	601	4,648	956	841	1,043	2,279	349	959	977	6,442	1,235	1,091	1,012	813	1,153	99	
総車両数	2,876	3,497	1,539	8,111	2,030	1,759	2,068	4,002	2,138	15,580	2,992	2,492	2,714	5,704	1,101	2,582	3,159	16,918	2,836	2,455	2,422	1,871	3,062	116			
人口	2,737	3,649	1,747	8,265	2,574	2,087	2,559	3,984	2,376	21,499	4,399	3,191	3,167	7,110	1,187	2,698	3,120										